

「後期高齢支援システム標準化検討会」

第5回議事概要

日 時：令和5年3月27日（月） 13：30～15：40

場 所：オンライン会議（Zoom）

出席者（敬称略）：

（座長）後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

加藤 英二	江戸川区健康部医療保険課 課長
川嶋 裕士	江戸川区健康部医療保険課高齢者医療係 主査
富田 義憲	川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課 係長
林 浩之	西海市長寿介護課 課長
川東 祐介	鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課 後期高齢者医療係 係長
濱井 優樹	北海道後期高齢者医療広域連合 業務班長
三浦 裕和	株式会社RKKCS 企画開発本部保険福祉システム部 部長
石井 貞行	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 課長
村上 朋博	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 第二開発本部第二開発部 課長
末武 純	Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部住記1課 課長
玉置 直人	日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部 住民情報システム開発統括部 プロジェクトマネージャー
田中 卓	富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部 社会保障ソリューション事業部第一ソリューション部 マネージャー

（オブザーバー）

前田 みゆき	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム プロジェクトマネージャー
荻本 陵史	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
與那嶺 紗綾	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム地方業務標準化エキスパート
宮本 寛太	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム

基盤チーム 事務官

羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室	理事官
田中 義高	厚生労働省保険局高齢者医療課	課長
中江 遼太郎	厚生労働省保険局高齢者医療課	課長補佐
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当）	室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当）	室長補佐
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会企画部	担当部長

【議事次第】

1. 第5回検討会の進め方
2. 後期高齢支援システムの標準仕様書 1.1 版策定に向けた作業について
3. 標準仕様書 1.1 版について
4. 検討・課題一覧
5. 標準仕様書 1.1 版の決定について
6. 今後の予定について

【意見交換（概要）】

（資料 2_後期高齢支援システムの標準仕様書 1.1 版策定に向けた作業について）

- （2.3 DV加害者情報の取り扱いについて）

横並び調整方針ではなく、制度固有の必要性を勘案したものと認識しており、被害者を適切に保護するために加害者情報をきちんと管理したいという目的と理解。

データ要件・連携要件に規定後に有効とする機能要件ということだが、必要性を鑑みれば今月末のデータ要件・連携要件に反映されてしかるべきと考えるが、開始時期が遅れる懸念があるということか。【オブザーバー】

⇒前回 WT にてデジタル庁へ連携要件への追記を依頼済みである。確定版は事務局では未確認のため、反映されない可能性を考慮して記載しているが、提供元の住民記録システムの同意が得られれば連携要件へ追記されるものと考えている。【事務局】

⇒住民記録システムで被害者と加害者の情報を一元的に管理されているという前提の下、その情報を連携するということだと思うが、他自治体との連携も、一旦住民記録システム間で情報連携した後、後期高齢支援システムに連携するということか。

【オブザーバー】

⇒データとしては住民記録システムで受付・管理している被害者情報に紐づく加害者情報を提供していただく前提としており、国保⇒後期加入時に他業務システムからの連携は現時点想定していない。なお、住登外の対象者について被害者情報については個別に登録可能と機能・帳票要件として規定しているため加害者についても同様の取り扱いとできるようにしておく必要があると考えるが、今回は住登者を対象として整理させていただいた。【事務局】
- （3.4 政令指定都市向け機能要件について）

本市より、他政令市からの意見も集約した上で、350 件超の意見を提出した。デジタル庁への意見照会でも同じ内容を提出し、不採用という結果になってしまったため、同様の意見を後期高齢の検討会に提出させていただいた。デジタル庁からは 11 団体以上の同意があれば必須、4 団体以上の同意があればオプションという方針が示され

たことを受け、同意が4団体に満たなかった意見を挙げた団体から、多数の連絡をいただいたため提出した。本意見について再度検討をお願いしたい。

なお、機能によっては団体間で矛盾が生じている意見もあると思われるが、各政令市の考え方が異なることに起因しているため、ご了承いただきたい。【検討会構成員】

○ (3.2 横並び調整方針改定版の取り込みについて 統合収滞納管理に関すること)

他政令市と意見交換の中で、統合収滞納について、外付けの滞納システムは標準化対象外という見解と、標準化対象だという逆の見解がある。外付けで構築される滞納システムの取り扱いについてデジタル庁から見解を示してほしい。【検討会構成員】

⇒統合収滞納システムに係る機能要件は共通機能標準仕様書に示すことになるため、標準化対象である。なお、共通機能として規定するため、実装必須機能のみを規定するが、その他記載していない機能がある程度自由に実装することも可能である。

【オブザーバー（デジタル庁）】

⇒ある程度自由に機能を構築できるということだが、その旨を仕様書に記載してほしい。ホワイトリスト方式と誤解している団体があるので、基本的な機能しか記載されていないと記載されている機能しか実装できないと判断する団体があるので、記載方法を工夫してほしい。【検討会構成員】

⇒可能な限り記載を修正する。なお、業務的な統合収滞納を共通機能で定義することとしたのは、共通機能標準仕様書はホワイトリスト方式ではないためである。各業務側ではなく共通機能側の機能であることを認識していただいたうえで、共通機能はホワイトリスト方式ではないということをご認識の上、誤解されている団体があるようであれば周知してほしい。【オブザーバー（デジタル庁）】

⇒他政令市に展開する。【検討会構成員】

⇒統合収滞納に関する考え方を補足させていただく。

統合収滞納機能としては共通機能標準仕様書上に最低限必要な機能を定めるものであり、各業務の標準仕様書に個別に規定する収滞納管理機能も実装可能と整理している。

滞納整理に関する機能を自由に実装してよいかは、滞納整理という業務が標準化対象事務なのかどうか依存するものであり、標準化対象事務なのかどうかを定めているのは、各仕様書に示されるツリー図である。後期であれば後期のツリー図（資料3の機能・帳票要件一覧（ツリー図））の滞納管理の機能群の中に該当の事務が入っているかどうか依存する。対象事務に含まれるか判別できないのであれば、このツリー図において明確にする必要がある。

標準化対象事務の場合は、標準仕様書が規定する機能しか実装できないため、統合収滞納であるかは関係なく、機能を実装することはできない。逆に、標準化対象事務でない場合は、外出しシステムを疎結合で構築することとされているため、自由

に実装することは可能だが、疎結合で連携する必要がある。

統合収滞納機能は、標準化対象事務であることが前提であり、各業務で定められている収滞納事務を集約して定められているものである。一つのシステムとしたい場合は、統合収滞納機能に記載されている機能を構築し、各業務で実装する場合は、個別収滞納機能として各業務に記載されている機能の範囲で各業務に実装可能として整理している。【オブザーバー】

⇒統合収滞納機能は共通機能標準仕様書で示されていることからホワイトリスト方式ではない一方、各業務の機能要件にて収滞納管理機能が規定されており、その機能を使うことも可能である。その場合、統合収滞納よりスペックの高い機能が記載されている場合はそれを利用可能とするのが適切だと思うが、標準化対象事務と外付けシステムの関係をもう一度ご説明いただきたい。【オブザーバー】

⇒共通機能はホワイトリスト方式であるため、仕様書に記載のない機能を実装可能としている。収納・滞納管理は標準化対象事務として各業務の中で定められており、各業務はこの範囲でしか実装することはできないが、各業務で同じような事務を行っているためまとめて構築したい、という要望に対応できるようにするものが統合収滞納である。そのため統合収滞納機能は各業務の要件を超えることはあり得ず、統合収滞納は各業務が共通で使用することから、各業務からすると統合収滞納に自業務にない機能があっては困るため、統合収滞納機能は各業務の機能の最小公倍数になっているはずのものである。各業務に共通する機能しか統合収滞納に規定していないため、機能が不足する場合には、各業務で不足する機能を実装してもよいものとして整理している。

つまり、まとめて1システムにする場合は統合収滞納を利用し、機能が不足する場合は各業務側に個別収滞納機能を実装して利用する。また、統合収滞納を使う場合は、各業務に個別収滞納機能を実装しなくてもよいものとしている。

標準準拠の適合の条件として、必須機能はすべて実装する必要があるため、後期高齢支援システムで収滞納機能を実装しなくてはならないが、統合収滞納機能を使う場合は必須機能を実装しなくても標準に適合しているものとして扱う。

なお、上記については、標準化対象事務について言及しているものであるため、標準化対象外事務については疎結合で構築できるものとしている。【オブザーバー】

⇒統合収滞納機能では機能が不足するため、後期で実装して両方利用するのか、また、統合収滞納はホワイトリスト方式ではないため、後期標準仕様書に記載されている機能をアップグレードして使用していいのか、という課題があるのではないか。【オブザーバー】

⇒各業務の収納・滞納管理に規定されている機能が統合収滞納にない場合、統合収滞納システムに実装することは許容されているが、他の事務がその機能を使ってしまうと問題が生じる可能性がある。アクセスコントロールをどうすべきか、という課

題はあると考えるが、後期で規定されているが、統合収滞納にない機能を統合収滞納に実装することは問題ない。【オブザーバー】

⇒統合収滞納システムは自治体毎に機能を追加することが可能であり、デジタル庁が示している共通機能に、標準仕様書の機能の範囲内でアドオンして自治体毎に調達することが可能であるものと理解した。【オブザーバー】

⇒業務担当の自治体の職員としては、全業務を把握しているわけではないため、どの業務の仕様書を見ても理解できるようになっている必要があると考える。【座長】

- (3.2 横並び調整方針改定版の取り込みについて マイナポータルぴったりサービス及び引越し OSS に関すること)

引越しワンストップサービスでマイナポータルぴったりサービスとの連携の説明があったが、後期は広域連合があることにより市町村だけで完結せず、他業務と異なることから整理されたものと認識している。一方、マイナポータル経由の通信は特定通信であり市町村側でルーティングやフィルタリングする必要があるのではないかと。マイナポータルから連携する場合の3層分離の対策を講じるためのルーティング等については、どのような形で仕様書に示されているのか。【オブザーバー】

⇒マイナポータルぴったりサービスとの連携についてはネットワークの分離やデータを取得する際に Zip ファイルを暗号化して取得する等と各種要件が必要になる認識だが、これについては個々の業務で規定するとわかりにくくなってしまいうため、取得のために必要となる機能要件については、共通機能標準仕様書に規定されている申請管理機能の要件に従うように仕様書に記載している。【事務局】

⇒現状の記載として承知した。今後ガバメントクラウドに移行してルーティングやフィルタリングについて細かな機能要件が必要になってくると思うが、それについては共通機能要件になるものと考えており、引き続き状況を確認していく。【オブザーバー】

(資料 6_後期高齢支援システム標準仕様書 (本紙) 1.1 版)

- (10 ページ及び 2 ページの記載について)

10 ページの冒頭の記載が「後期高齢支援システム標準仕様書」と記載されているが、3 ページの変更内容の記載では、「後期高齢医療システム標準仕様書」となっており相違している。また資料 6 のファイル名が「後期高齢者医療システム標準仕様書」となっているので統一して修正してほしい。【オブザーバー】

⇒本文の記載については修正する。また、Web 公開時のファイル名はアルファベットになるが、検討会資料としての日本語のファイル名も本文と合わせて記載を修正する。【事務局】

○ (改定履歴について)

現時点要準仕様書の改定履歴がないため、記載ルールについてはデジタル庁と調整の上、改定履歴をつけるほうが望ましいと考える。【オブザーバー】

⇒デジタル庁から改定履歴の作成については方針が示されていないため、後期としては、本紙は冒頭に改訂履歴を記載し、他の別紙は赤字で示しつつ、機能・帳票要件については備考欄に変更内容を記載することで変更となった内容が把握できるように対応している。【事務局】

⇒議論の最中は赤字で示されることは問題ないが、正式版になったときに赤字のままであるのは好ましくなく、備考欄に記載ある箇所とそうでない箇所もあるため、今後改版を重ねた際に履歴を追いにくくなる。デジタル庁より改訂履歴の作成方針について示してほしい。【オブザーバー】

⇒バージョン管理の在り方、IDの付番方法は示す予定としているが、改訂履歴の示し方については現時点で準備できていないため、今後の課題とさせていただきたい。
【オブザーバー (デジタル庁)】

(資料7_検討・課題一覧_後期高齢)

○ (持ち越しとなる検討・課題事項について)

令和7年度末を期限としている標準準拠対応においては、今月末に公開する標準仕様書まで対応することとしており、制度改正以外で今後変更される機能については、令和7年度末時点の標準化の対象ではなくなる。制度改正対応を除く持ち越し事項については令和7年度末の標準化の対象ではなくなるが問題ないか。【オブザーバー (デジタル庁)】

⇒持ち越し事項としているものは、原則、制度改正のみであり、これについては、令和6年度の業務であるため令和7年度末までに対応するものであると考える。その他に本日の検討会時点で今後調整が必要としている政令市要件については、デジタル庁が検討過程で成案とする予定のもので既に現時点の仕様書に取込済みのものはあるが政令市から提出されている一部の要件については記載されている要件が曖昧であり、機能要件として記載することが困難であるため、取り込めないとデジタル庁に回答しているものもある。これらの取り扱いをどうするかにもよるが、令和7年度末までに該当の機能が実装されない場合、機能を必要とする政令市の業務の遂行が困難となる可能性が懸念されるため、デジタル庁にてそれらを踏まえて結論を出していただき、当年度中に要件を明確化した機能要件で提示していただければこれから取り込みすることも可能だとは考える。そのため、デジタル庁として政令市要件を十分整理した結果として反映したものを1.1版での更新に間に合うようにご提示いただけるのかをお伺いしたい。【事務局】

⇒各業務の検討会で同様の確認をしているが、デジタル庁が示した内容で今月末の内

容を確定していただいているため、後期も同様に対応していただければと考えている。【オブザーバー（デジタル庁）】

⇒現時点で成案が示されていないので、残りの期間で対応が可能かという点と、政令市構成員から発言のあったデジタル庁にて当年度反映対象と判断されなかった要件に対して政令市からの同意が得られているかというところが条件かと考えるので、それらも含めて可能な状態にデジタル庁にて実施いただけるということであれば問題ないと考える。【事務局】

⇒各政令市にこういう形で検討会にお伝えする、とお示した上で進めさせていただいているため、その内容に従って進めていただければと考えている。【オブザーバー（デジタル庁）】

⇒本市より提出した機能で不採用となった310件ほどは、すでに各政令市が機能として有しているものであるが、それを不採用とするなら機能を削除する必要があるのか。その場合、標準準拠したことによって業務レベルが低下することになるが、それでよいのか。必須機能でなくても標準オプション機能として認めてほしい。【検討会構成員】

⇒サービスレベルが明確に低下するような場合には独自機能として実装することが許容されている。ただし、独自機能として実装する場合には、今後の標準仕様に対し機能強化の提案をすることや、費用対効果などの検証結果を公開することとされている。サービスレベルの低下が明確であると考えられる場合、費用対効果や明確な住民サービスの向上といった説明は可能と想定されるため、独自機能として実装し、標準仕様に対し機能強化の提案をすることは可能である。【オブザーバー（デジタル庁）】

⇒独自機能の考え方については基本方針に記載されている。今後、BPRや事務効率向上などにより、当初の要件検討時に明らかにならなかった機能が出てきた場合は、独自機能とすることを定義しており、次のバージョンアップの公開時に必須／標準オプション機能として追加してもらうという考えである。【オブザーバー（デジタル庁）】

⇒ご説明によれば独自機能もガバメントクラウド上に実装可能と理解できるが、その場合、補助金の対象範囲はどうなるのか。【オブザーバー】

⇒アプリケーションの開発費については補助金の対象外のため、独自機能開発についても対象外である。独自機能を含んだシステムをガバメントクラウド上に構築してよいのかという点と、現行システムから独自機能を含んだシステムへのデータ移行やシステム移行が補助金の対象になるのか、という点が問題だと考えるが、どの機能部分のデータ移行が明確に切り分けは難しいため、補助金の対象として認められるのではないかと考える。【オブザーバー】

⇒本市の場合、新たに機能を実装するのではなくすでにある機能であり、それを維持

したいが、認められない場合には機能を削除することになるのか。【検討会構成員】

⇒当該機能は削除する必要がある。【オブザーバー】

⇒ご説明によれば独自機能として認められる場合、不採用となった 310 機能をそのまま活かせるものと解釈でき、それ以外の機能について標準仕様書に適合できているのであれば、そのままガバメントクラウド上にシステムを乗せることができるものと考えられる。本件についてはデジタル庁において整理し、改めて方針を示していただくこととしてはどうか。【オブザーバー】

⇒構成員とデジタル庁にて再度不明点について質疑等により認識をすり合わせていただくこととして本検討会での議論は以上とさせていただきます。【座長】